

産業TREND

表1 シンギュラリティーとセレンディピティー	
シンギュラリティー (Singularity)	A Iが、技術の指数関数的な革新により、地球上の人間を完全に超える高度な知性が生み出される時点
セレンディピティー (Serendipity)	偶然と賢明さによって、探していたものとは全く異なるものを発見することであり、技術の革新とは関連しないと考えられる

また、人間が認知バイアスから非合理に行動するケースがあると、生成AIも不適切なプロンプトから合理的ではない結果が創出される可能性も否定できない。

AI生成物の創作性については、AIが自律的に人間によって創

A I生成物と著作権保護

近年、AIから文章、イラスト、音楽などが数多くの作品が生成されており、ビジネスからエンターテインメントまでさまざまなシーンで活用されている。もはや、人間（「自然人」）が創作したのか、AIが生成したのか、区別がつかないほどである。AI生成物とは、複数のデータを学習したAIに対して、プロンプトという指示を出すことで創出される文章やイラスト、音楽などを指す。プロンプトの作成に慣れてくると、生成AIの利用が欠かせなくなり依存してしまう可能性があるが、「AI生成物を用いて、勝手に「自作」としてもよいのか」という疑問にかられるケースもあるのではないか。果たして、AIは著作者・著作権者になれるのだろうか。

例えば、人間の思想と感情を、行動経済学的に考えると、私たちは常に自分の利益を最大化しようとする行動をする。そのために、自分が持っている全ての情報を基に、あらゆる選択肢を比較検討し、合理的かつ最適な判断を下す。これらの意思決定プロセスは、AIによる生成メカニズムに似ているとも言える。AIは莫大（ばくだい）な情報から、人間によるプロンプトのニーズに合わせた解を提示するためである。一方、AIが生成したものが、プロンプトからバックキャストした時に合理的な最適解かどうかは検証が必要である。

また、人間が認知バイアスから非合理に行動するケースがあると、生成AIも不適切なプロンプトから合理的ではない結果が創出される可能性も否定できない。

AI生成物の創作性については、AIが自律的に人間によって創

共創時代夜明け前

AI（人工知能）生成物の著作権保護については、人間（「自然人」）による著作物のみを保護するという解釈がおおむねであり、AIの自律的な創作物の保護については認められない可能性が高い。一方、人間が何らかの創作的関与をしたAI生成物については、著作権保護を受ける可能性はある。AIを用いた創作のどこに人間の創作性が介在しているかの見極めが重要となってくる。人間による創作性の概念をあらためて見直すことで、人間とが共創する時代にふさわしい、新たな知的財産制度のあり方が求められる。

「人間の創作性」新視点で見極め

工藤氏はさらに、今後の制度設計において焦点となるのは、AIの出力物そのものに創作性を認めるか否かだけでなく、「人間とAIの創作的協働」がどのように評価され得るのかという、創作主の「境界」の問い直しである。近年の生成AIは、人間の創作活動を模倣するだけでなく、時に人間の発想を超える表現や構成を出力することがある。例えば、プロンプトの意図とは異なるが、想像を超えた魅力が、AIの出力の

技術的「偶然の産物」どう評価

表2 AI創作タイプごとの著作権保護の可能性など		
	AI補助型創作	AI自律型創作
著作権保護の可能性	○（可能性あり） 人間の「創作的関与」が認められれば、著作物として著作権保護の対象となる可能性が高い	×（可能性低い） 人間の創作性がほとんど介在していない場合、著作権法上の保護対象とは認められにくい
特徴	人間がプロンプトの設計、素材の選定、生成結果の評価や修正など、創作過程において実質的な判断を行っている	人間の指示が抽象的または定型的であり、実質的にはAIが全体の構成を担っている
創作例	音楽スタイルに応じたプロンプトで作曲（人間が構成やテンポを再編集）	「猫の絵を描いて」と入力し、出力された画像をそのまま利用

柔軟な制度設計必要

融合が、新たな創作主体として「拡張された著作者（Augmented Author）」を生み出しているともいえる。

こうした問題提起は、著作権制度の根幹である「著作者」「自然人」という前提そのものを見直す契機となるだろう。工藤氏は、「AIの創作性を一律に否定するのではなく、『人間の創作性の概念』をどう拡張するか、今後の法制度の核心になる」と結論付けている。従って、生

「猫の絵を描いて」と入力し、出力された画像をそのまま利用

さらに、AI生成物に対する著作権保護の可否は、「人間の関与の程度」によって、表3の3段階に整理することができる。

しかし、これは人間がオースーシップを持たなければならぬというところである。一方、人間が何らかの創作的関与をしたAI生成物については、著作権保護を受ける可能性はある。例えば、音楽系の生成AIに対するプロンプトの選択は、音楽のスタイルや志向が影響されるため、人間の創作的意向が大きく反映される。欧州連合（EU）でも、米国の様に著作権保護については人間による創作性が大前提となっており、人間の創造的貢献が著作権保護には重要とされている。

他方で、英国の著作権法1988年法ではコンピュータ生成作品について、創作物に

選択・指示 度合い焦点

必要を取り決めるを行った者を著作者・著作権者と認める項目が定められている。当該規定は人間の著作者が不在の場合、コンピュータに著作権保護が付与される可能性を示唆している。同規定の運用については議論が続いており、英国知的財産庁（UKIPO）は21年10月にAIによる生成物の著作権保護の範囲・程度等について協議を公式に開始している。

一方、中国では、AI生成物の著作権保護を認める判決も出ており、AIが作成したコンテンツでも創作性が認められる場合は著作権保護があり得ると解釈できる。

どの国も、著作権保

表3 人間によるAI関与の程度と著作権保護の可能性		
人間によるAI関与の程度	著作権保護の可能性	代表例
高（創作的判断が顕著）	○ 保護対象	音楽やデザインの生成・編集など
中（構想や構成には関与）	△ 個別判断による	小説構想の要素提示＋AI生成など
低（指示が定型的）	× 保護されにくい	単純な画像生成・文書生成

産業変革 ロボット・AI



NTTデータ経営研究所
先端技術イノベーションイノベーションセンター
アソシエイトパートナー

堀野 功

ほりの・いさお 03年（平15）米ニューヨーク州立大バップアロー校卒業。11年阪大院国際公共政策研究科単位取得退学。在米10年。大手自動車部品メーカー、科学技術政策研究所、大学URAなどを経て、2017年から現職。主に知財を基にした産学官イノベーションエコシステムに関するコンサルティングに従事。